

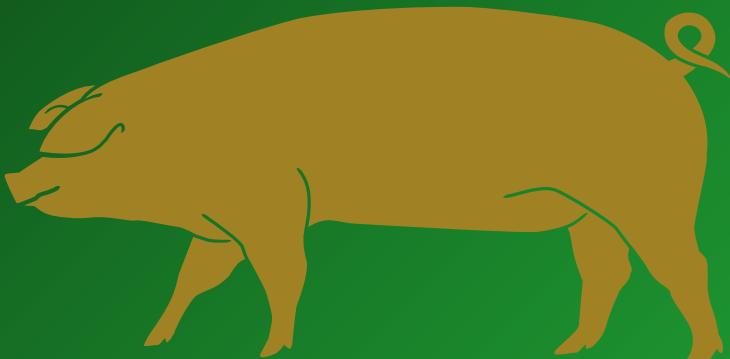
動物用医薬品 指定

333g

豚用イベルメクチン製剤 使用基準 指定医薬品

# エコメクチジ<sup>®</sup> 豚用プレミックス

## ECOMECTIN<sup>®</sup> PIG PREMIX



製造販売元(輸入発売元)

ECO 株式会社エコアニマルヘルスジャパン  
東京都港区浜松町1-2-1

製造番号  
(Batch No.)  
使用期限  
(Exp.Date)

EPM001FT-2

333g

動物用医薬品

2017年7月改訂(3版)

貯法	室温保存、気密容器
----	-----------

承認指令書番号 17消安第9910号

販売開始 2006年5月

**豚用イベルメクチン製剤**  
使用基準 指定医薬品

# エコメクチン<sup>®</sup> 豚用プレミックス

®登録商標

**【成分及び分量】**

品名	エコメクチン豚用プレミックス
有効成分	イベルメクチン
含量	100g中0.6g

**2. 使用に際して気を付けること**

(使用者に対する注意)

- ・誤って本剤を飲み込んだ場合は、直ちに医師の診察を受けること。

(豚に関する注意)

- ・副作用が認められた場合には、速やかに獣医師の診察を受けること。
- ・投与は7日間に限ること。ただし、寄生虫に汚染されている場所で飼育されている豚では、再感染があれば必要に応じて再投与すること。
- ・イベルメクチンの疥癬ダニに対する効果は速効性ではないので、投与終了後最低1週間は投与動物を清浄区域に移動したり未感染動物に近づけないこと。
- ・本剤はシラミの卵を殺さない。シラミの卵の孵化には最大3週間を要するので、投与後に孵化したタジラミが認められる場合は本剤の再投与を行うこと。ただし、本剤を再投与する場合は、7日以上の間隔をあけること。

**【効能又は効果】**

豚の下記の内部寄生虫及び外部寄生虫の駆除。

豚 内部寄生虫: 豚回虫、豚腸結節虫及び豚糞線虫  
外部寄生虫: 疥癬ダニ(穿孔ヒゼンダニ)、豚ジラミ

**【用法及び用量】**

1日体重1kg当たりイベルメクチンとして100μgを7日間飼料に均一に混和して投与する。

**【使用上の注意】**

(基本的事項)

**1. 守らなければならないこと**

(一般的の注意)

- ・本剤は効能・効果において定められた目的にのみ使用すること。
- ・本剤は定められた用法・用量を厳守すること。
- ・本剤は獣医師の指導の下で使用すること。
- ・本剤は飼料に添加し、豚のみに投与するように製剤化されているので、他の動物種には使用しないこと。
- ・本剤は、「使用基準」の定めるところにより使用すること。

**注意:** 本剤は医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第83条の4の規定に基づき上記の用法及び用量を含めて使用者が遵守すべき基準が定められた動物用医薬品ですので、使用対象動物(豚)について、上記の用法及び用量並びに次の使用禁止期間を遵守してください。  
豚: 食用に供するためと投与する前7日間

(豚に関する注意)

- ・本剤は飼料添加剤であるので、それ以外の投与方法(強制経口、筋肉内、皮下投与等)は行わないこと。

(取扱い及び廃棄のための注意)

- ・食品と区別して保管すること。
- ・使用期限を過ぎたものは使用しないこと。
- ・小児の手の届かないところに保管すること。
- ・本剤の保管は直射日光、高温及び多湿を避けること。
- ・誤用を避け、品質を保持するため、他の容器に入れかえないこと。
- ・本剤は魚及びある種の水棲生物に影響を与えることがあるので、容器及び残りの薬剤は、地方公共団体条例等に従い処分すること。
- ・イベルメクチンは主として糞中に排泄されるので、排泄物の肥料化又是淨化処理を適切に行うこと。

**(参考)**

体重別豚1頭当たりの本剤投与量と1袋で投与できる頭数

体重(kg)	豚1頭当たりの本剤必要量(g)		本剤1袋(333g)で7日間投与できる頭数
	1日量	7日量	
30	0.5	3.5	95
60	1.0	7.0	47
90	1.5	10.5	31
120	2.0	14.0	23
150	2.5	17.5	19
180	3.0	21.0	15
210	3.5	24.5	13
240	4.0	28.0	11
300	5.0	35.0	9

**【製品情報のお問い合わせ先・製造販売元】**

株式会社エコアニマルヘルスジャパン  
東京都港区浜松町1-2-1  
TEL: 03-5776-2530

獣医師、薬剤師等の医薬関係者は、本剤による副作用などによると疑われる疾病、障害若しくは死亡の発生又は本剤の使用によるものと疑われる感染症の発生に関する事項を知った場合において、保健衛生上の危害の発生又は拡大を防止するため必要があると認めるときは、上記「製品情報お問い合わせ先」に連絡するとともに、農林水産省動物医薬品検査所(<http://www.maff.go.jp/nval/iyakutou/fukusayo/sousa/index.html>)にも報告をお願いします。

EPM001BK-3